

様式第1号（第5条）

年度 鳥取県福祉のまちづくり推進事業計画書

1 事業の目的

2 事業の内容

(単位：千円)

1 事業区分	2 事業実施 (予定)箇所	3 事業費	4 間接補助対象 経費	7 県補助金 交付申請額	8 備考
合 計					

注意 ア 事業区分の欄には、要綱の別表1、別表2及び別表3に掲げる事業区分番号及び新築等又は改修等の別を記載すること。

イ 県補助金交付申請額は、以下のとおりの額とし、千円未満は切り捨てること。

(1) 認定特定建築物整備事業

間接補助対象経費の額に6分の1を乗じて得た額

(2) 特定建築物バリアフリー整備事業

間接補助対象経費の額と限度額のいずれか低い額に8分の1を乗じて得た額

(3) 特別特定建築物バリアフリー整備事業

間接補助対象経費の額と限度額のいずれか低い額に6分の1を乗じて得た額

(4) とっとりUD認証施設整備事業

間接補助対象経費の額と限度額のいずれか低い額に6分の1を乗じて得た額

ウ 変更申請の場合は、変更前の内容を上段に（ ）書すること。

3 事業開始予定年月日

4 事業完了予定年月日

様式第2号（第5条、第11条関係）

年度 鳥取県福祉のまちづくり推進事業収支予算（決算）書

歳入予算（決算）

（単位：千円）

財源 区分	区分 財源内訳	予 算			決 算 (見込み)
		当初議決 (予定) 年 月 日	回 補正議決 (予定) 年 月 日	計	
一般財源	税収入				
特定財源	国庫補助金 県補助金 地方債 その他の財源				
	計				

（注）2回目以降の変更（補正）の場合は、変更前の予算額を上段に（ ）書きすること。

歳出予算（決算）

（単位：千円）

科 目	予 算 額			流用等 増△減額	予算 現額	支払額	繰越額	不用額	摘要
	当初 計上額	補正 増△減額	計						
(項) (目) (節)									
計									

（注）2回目以降の変更（補正）の場合は、変更前の予算額を上段に（ ）書きすること。

第 年 月 日

様

事務所長

年度鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金交付（変更）決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知する。

記

1 間接補助事業

本補助金の間接補助事業の内容は、・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、間接補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の間接補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・・・とする。ただし、間接補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、間接補助対象経費の実績額について、鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金交付要綱（平成12年3月7日付福第661号鳥取県福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第4条第1項及び第6条第3項規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、收受及び使用、間接補助金の交付等に当たっては、規則及び要綱の規定のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年内閣府・建設省令第9号）、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日 国官会第2317号）の規定に従わなければならない。

様式第4号（第11条関係）

年度 鳥取県福祉のまちづくり推進事業報告書

1 事業の目的

2 事業の内容

（単位：千円）

1 事業区分	2 間接補助事業者氏名	3 建物名称 (用途)	4 事業 実施箇所	5 事業費	6 間接補助対象 経費	7 県補助金額	8 備考
合 計							

注意 ア 事業区分の欄には、要綱の別表1、別表2及び別表3に掲げる事業区分番号及び新築等又は改修等の別を記載すること。

イ 県補助金額は、以下のとおりの額とし、千円未満は切り捨てること。

- (1) 認定特定建築物整備事業
間接補助対象経費の額に6分の1を乗じて得た額
- (2) 特定建築物バリアフリー整備事業
間接補助対象経費の額と限度額のいずれか低い額に8分の1を乗じて得た額
- (3) 特別特定建築物バリアフリー整備事業
間接補助対象経費の額と限度額のいずれか低い額に6分の1を乗じて得た額
- (4) とっとりUD認証施設整備事業
間接補助対象経費の額と限度額のいずれか低い額に6分の1を乗じて得た額

ウ 間接補助事業者が実施する事業毎に、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 配置図
- (2) 事業が補助要件を満たすことを示す図面及び書類
- (3) バリアフリーマップ掲載申請書
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 事業開始（予定）年月日

4 事業完了（予定）年月日

5 他の補助金の活用の有無 有 ・ 無

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載した書類を添付すること。

※過去に補助金を活用して整備した実績がある場合についても、当時の整備内容を記載した書類を添付すること。

※今後、当該建物に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合についても、その内容を記載した書類を添付すること。

事務所長 様

住所
申請者 氏名

年度鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金進捗状況報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の 年度内の進捗状況について、鳥取県補助金等交付規則第17条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称	鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金	
	算定基準額	交付決定額
交付決定	円	円
年度までの実績①	円	円
年度における実績②	円	円
年度以降の実施予定③	円	円

(注) ①から③までの合計は、交付決定と一致するものである。